

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき企業長が定める職に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

長浜水道企業団

企業長 溝川 潔

上水道規則第3号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき企業長が定める職に関する規則等の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき企業長が定める職に関する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき企業長が定める職に関する規則(昭和43年上水道規則第2号)の一部を次のように改正する。

「担当課長」の右に「、所長」を加える。

(長浜水道企業団職員就業規則の一部改正)

第2条 長浜水道企業団職員就業規則(平成6年上水道規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号を次のように改める。

- (1) 局長 企業長
- (2) 理事 局長
- (3) 課長、担当課長および所長 理事
- (4) 参事、副参事、主幹以下の職員 所属課長

第18条第1項中「局長級の職員」を「局長」に改める。

(長浜水道企業団職員懲戒審査委員会規則の一部改正)

第3条 長浜水道企業団職員懲戒審査委員会規則(平成10年上水道規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「理事、課長および担当課長」を「理事、課長(担当課長および所長を含む。)」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。